

諮問番号：平成31年度諮問第3号  
答申番号：令和元年度答申第13号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年10月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、障害者であり、日常的に精神及び身体的に著しい障害が生じているにもかかわらず、障害者加算が認定されないこと及び障害年金が保護費に収入認定されることに納得できない。

審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級で障害基礎・障害厚生年金の障害状況の障害等級（以下「障害年金の障害等級」という。）が3級であるため障害者加算が認定されないが、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級で障害年金を受給していない者には障害者加算が認定されることと比較して不当である。

障害年金は、事故や病気などによる経済的その他不安要素を補うために支給される社会制度であり、保護費に含まれると生存ができない。

身体障害のある審査請求人は、〇〇や〇〇〇〇〇を購入しなければならない。また、家電が壊れた場合、保護費では補えない。ケースワーカーに確認したら、借金をするよう説明を受けたが、保護費から借金を返済することは不可能である。もし、家電購入のため借金をし、その後他の家電が故障すれば、重複して貸付を受けられないため残りの借金を一括返済しなければならない。どうして健康的で文化的な生活が送れるというのか。

審査請求人は、ケースワーカーと話し合いを続けてきたが、納得のいく説明もなく放置され続けている。

#### 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 障害者加算の認定について

審査請求人は、障害年金を受給していない精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級の者は障害者加算が計上されているのに対し、審査請求人のように障害年金の障害等級が3級である場合は、障害者加算が計上されないことが納得できないと主張している。

しかしながら、障害者加算の障害の程度の判定は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7の2の（2）のエの（ア）において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされており、審査請求人が所持している国民年金証書の障害等級が3級であることから、障害者加算を認定しないこととした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

##### (2) 障害年金の収入認定について

審査請求人は、事故や病気などにより、経済的その他不安要素を補うために支給される社会制度である障害年金を保護費に含まないことを強く要望する旨主張している。

しかしながら、年金収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8の3の（2）のアの（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と、局長通知の第8の1の（4）のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされており、本件処分は、審査請求人が受給している障害年金を各月に分割して収入認定を行ったものと認められ、違法又は不当な点は見当たらない。

##### (3) まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、

審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁から納得のいく説明がなく放置され続けていること、返済能力のない審査請求人に対し貸付制度の利用を指導することなど処分庁の対応に縷々不満を述べているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

平成31年4月23日	諮問書の受領
平成31年4月24日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月17日 口頭意見陳述申立期限：5月17日
令和元年5月10日	審査請求人の主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領
令和元年5月13日	第1回審議
令和元年5月27日	口頭意見陳述の実施及び第2回審議
令和元年6月11日	審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書：令和元年6月20日付け〇〇〇436号)
令和元年6月18日	第3回審議
令和元年7月9日	第4回審議
令和元年8月7日	第5回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、

- 「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。
- (3) 法第8条第1項の規定により、法による保護の基準を定めた「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号)の別表第1第2章の2の(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(後略)」と「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)。ただし、アに該当する者を除く。」を定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(次官通知)の第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(局長通知)の第7の2の(2)のエの(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と定めている。また、(イ)において、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と定めている。また、第8の1の(4)の(ア)において、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。)の第7の問65において、局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病につい

て初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれるものとして解して差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」と定めている。

- (7)「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「平成7年課長通知」という。)において、「障害の程度の判定は原則として障害基礎年金(中略)に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳(中略)を所持している者が年金の裁定を申請中である場合には、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、年金の裁定が行われるまでの間は手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1)平成22年11月8日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- (2)平成26年9月29日に審査請求人から処分庁が受領した国民年金・厚生年金保険年金証書(以下「国民年金証書」という。)によれば、障害年金の障害等級は、3級である。
- (3)平成28年3月30日に審査請求人から処分庁が受領した精神障害者保健福祉手帳によれば、審査請求人の障害等級は、2級である。
- (4)平成29年10月24日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

## 3 判断

### (1) 障害者加算の認定について

審査請求人は、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級で障害年金を受給していない者には障害者加算が認定されるのに対し、審査請求人のように、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が同じ2級であっても障害年金の障害等級が3級である場合は障害者加算が認定されないことが不当であると主張している。

処分庁は、局長通知の第7の2の(2)のエの(ア)(前記1(5))に従い、審査請求人の障害年金の障害等級が3級であることから、障害者加算を認定しないこととしたものである。前記1に掲げたその他法令等の規定に照

らしても、本件処分において審査請求人の障害年金の障害等級が3級であることを理由に障害者加算を認定しなかったことに、違法又は不当な点は認められない。

なお、国民年金証書を所持していない場合に限り精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する障害を障害年金の2級の障害と認定する取扱いは、一般には理解しづらい運用である。一方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が同じ2級であるにもかかわらず障害者加算が認定されないことを不服とする審査請求人の心情については、理解できる部分もある。しかし、昭和38年課長通知及び平成7年課長通知は、国民年金証書等を所持していない場合や障害年金の裁定を申請中の場合であっても障害者加算を認定できるようにしたものであって、こうした取扱いを理由に本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

#### (2) 障害年金の収入認定について

審査請求人は、事故や病気に伴う不意の一時の出費などへの経済的な不安があり、こうした事態に対応するために、自らに支給されている障害年金を収入として認定すべきではないと主張している。

しかしながら、年金収入については、次官通知の第8の3の(2)の(ア)の(ア)は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定すること、また、局長通知の第8の1の(4)の(ア)は、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされており、本件処分においてこれらの規定に従い審査請求人が受給している障害年金を各月に分割して収入認定を行ったことに、違法又は不当な点は見当たらない。

(3) 以上のとおり、本件処分は前記1の法令等の規定に従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 付言

審査請求人は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、家電等が故障した際の買い替えのために大阪府生活福祉資金の福祉資金貸付を利用すれば、貸付金の返済のためにますます最低生活が脅かされることや、当該貸付は他の家電が重ねて故障した場合に重複して利用できないこと等を主張している。また、通院等の際にタクシーの利用が必要となる場合があることや、本件審査請求の日以降、長期にわたりケースワーカーの家庭訪問がないこと等についても不安を訴えている。

処分庁は、福祉資金貸付の利用について助言したと主張しているが、収入認

定において、この貸付金が収入から除外され、またその償還金が控除されることを審査請求人が十分に理解しているとはいえない。処分庁には、審査請求人に一時的な出費の必要が生じた際に利用可能な制度等を事前に丁寧に紹介するなど、きめ細かい助言その他の支援を行うことが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子